

志木市長 様
志木市福祉事務所長 様

① 重要事項確認票（表） ※必ず該当項目確認し、「確認済」欄にチェックをお願いします。

※必ずお読みください。特に重要な事項です。「□」に「✓」でチェックの上、署名欄にご署名をお願いします。
虚偽の申込みをした場合は、入所内定及び決定を取り消します。

| 申込みされるすべての方へ（必ずよくお読みいただいてからチェックをお願いします。） | | 確認済 |
|--|--|-------------------------------------|
| 1 | 利用調整（選考）は申込締切日までに提出された書類で審査します。必要な書類は、申込締切日までに必ずご提出ください。提出漏れがないか、再度ご確認ください。なお、郵送で申込書等の書類を提出した場合、必要書類の同封漏れや郵送事故による未着について市は一切責任を負いません。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 入園時点で申込みの内容と事実が異なる場合または変更が生じた場合は、入園内定取り消しまたは退園になります。勤務先・勤務日数・勤務時間・確認票の内容・住所等提出された書類の（証明）内容は入園時も継続しているものとして選考します。変更が生じた場合は、速やかにご相談いただき、必要書類をご提出ください。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 育児休業中で申込みをした場合、入園月中に育児休業を取得した会社に復職できなければ入園内定取り消しまたは退園になります。 | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 求職内定で申込みをした場合、入園月中に就労証明書を提出していただきます。申込み時に提出した勤務（内定）証明書通りの内容で就労していないことが判明した場合は入園内定取り消しまたは退園になります。 | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 志木市外から転入予定ありでの申請の場合、必ず、申請月の前月中での転入と、再度志木市様式での再申請が必要となります。（不承諾になった場合も同様です。）転入予定ありでの申請をしていたにも関わらず、申請月の前月中での転入・志木市様式での再申請の確認が取れない場合、次月以降は「転入予定無し」としての審査となりますので、ご注意ください。 | 転入予定者のみ <input type="checkbox"/> |
| 6 | 保育短時間認定の児童が、各保育施設の定める保育短時間の時間以前又は時間以降に施設を利用する場合は、延長保育料が発生します | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 利用希望施設の受入月齢をご確認ください。0歳児クラスを申込みの方は、利用希望月初日に受入月齢を満たしていない場合は、選考の対象外になります。また1歳児クラスからの園、2歳児クラスで卒園になる施設など様々です。お子様のクラス年齢が選考対象かどうか、必ずご確認ください。 | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 保育園等は、施設によって設置や運営の基準、アレルギー対応の実施の有無や対応等、延長保育の有無・時間・金額等が異なります。また、児童の年齢や保育園等によって保育時間（保育園等で預かる時間）が異なります。希望される保育園等の対応については、申込み前に必ず各園にお問い合わせください。 | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 2歳児クラスまでの保育施設（小規模保育施設等）を卒園後、3歳児クラスからも保育施設入園をご希望の場合、再度新規としての入園の申請が必要となります。利用調整（選考）の結果、入園できない場合があります。 | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 就労（内定）証明書の「直近3か月の就労日数」欄の記載が、16日を超えていない場合、再度実績が埋まった証明書をご提出いただきます。また、正規の勤務日数・時間数とあまりにも実績が異なっている際は、勤務先に事実確認をさせていただく場合があります。新たに勤務を開始した方は、提出する就労証明書で実績が確認できない場合、後日実績が確認できる書類をご提出ください。 | <input type="checkbox"/> |
| 11 | 利用希望施設の数に制限はありませんが、希望される順番に通える範囲でご記入ください。志木市では希望順位や希望施設数が選考に影響することはありません（一園のみの希望でも構いませんが、優先はされません）。申込み時点で空きがなくても急きょ空きが出て利用調整（選考）する場合がありますので、必ず利用したい順に希望してください。利用希望施設の変更届の提出は申込締切日まで可能です。 | <input type="checkbox"/> |
| 12 | 入園すると原則、お子様が保育園になれていただくために短い時間で保育する「ならし保育」が数日間あります。（日数は、園によって異なります。）入園日より前に、ならし保育を行うことはできません。 | <input type="checkbox"/> |
| 13 | 支給認定は、基本的に全員の方を「保育標準時間」で認定しています。保育短時間認定をご希望の場合、変更の手続きが必要となりますので、子ども家庭課保育グループまでご相談ください。 | <input type="checkbox"/> |
| 14 | 保育施設に入園内定したときは、入園月前月中に面接と健康診断を受けていただきます。面接と健康診断が受けられない場合や、健康診断の結果、集団生活ができないと判断された場合、内定が取消になります。 | <input type="checkbox"/> |

上記・裏面の記載事項について全て確認し、了承しました。

平成 年 月 日

保護者氏名

（※裏面もご確認ください。）